

表1 指定地域

市町名	指定地域	指定地或外
千葉市	右記を除く区域	若葉区(和泉町、大井戸町、大草町、小倉台6丁目、小倉町、御成台1丁目から御成台4丁目まで、小間子町、金親町、上泉町、北谷津町、古泉町、御殿町、桜木1丁目から桜木8丁目まで、桜木北1丁目から桜木北3丁目まで、更科町、下泉町、下田町、高根町、多部田町、旦谷町、千城台北1丁目、千城台北2丁目から千城台北4丁目まで、富田町、中田町、中野町、西都賀5丁目、野呂町、谷当町、若松台1丁目から若松台3丁目まで及び若松町に限る。)及び緑区(大高町、越智町、上大和田町、下大和田町、高田町、高津戸町、土気町、平川町、誉田町2丁目、小食土町、あすみが丘1丁目からあすみが丘3丁目まで及びあすみが丘東1丁目からあすみが丘東5丁目までに限る。)
市川市	全域	
船橋市	右記を除く区域	二和東1丁目から二和東6丁目まで、二和西1丁目から二和西6丁目まで、三咲町、三咲1丁目から三咲9丁目まで、南三咲1丁目から南三咲4丁目まで、八木が谷町、高野台1丁目から高野台5丁目まで、八木が谷1丁目から八木が谷5丁目まで、みやぎ台1丁目からみやぎ台4丁目まで、咲が丘1丁目から咲が丘4丁目まで、薬円台3丁目、薬円台4丁目、習志野1丁目、習志野3丁目、高根台1丁目から高根台7丁目まで、新高根3丁目から新高根5丁目まで、松が丘1丁目から松が丘5丁目まで、大穴町、大穴南1丁目から大穴南5丁目まで、大穴北1丁目から大穴北8丁目まで、習志野台1丁目から習志野台8丁目まで、神保町、大神保町、小室町、小野田町、車方町、鈴身町、豊富町、金堀町、楠が山町、古和釜町、坪井東1丁目から坪井東6丁目まで、坪井西1丁目、坪井西2丁目及び坪井町
館山市	右記を除く区域	西川名、伊戸、坂足、小沼、坂井、大神宮、中里、竜岡、犬石、佐野、藤原、洲宮、茂名、布沼、布良、相浜、畠及び神余
木更津市	全域	
松戸市	右記を除く区域	金ヶ作字新木戸、五香六実(字元山を除く。)、高柳新田、高柳、六高台1丁目から六高台9丁目まで、六実1丁目から六実7丁目まで、五香1丁目から五香8丁目まで及び五香南1丁目から五香南3丁目
野田市	右記を除く旧野田市区域  右記を除く旧東葛飾郡関宿町	目吹(字南大山を除く。)、金杉(字窪上及び字道下に限る。)、谷津字木戸口、吉春字木戸口、蕃昌(字米、字今和泉、字中窪及び字大窪に限る。)、船形(字上原二を除く。)、中里(字西岸寺前、字松葉、字尾崎境、字鶴ヶ谷、字西耕地、字寺山、字込角、字光淨寺、字五駄、字扇田、字宮田、字香取原及び字椿谷を除く。)、長谷、小山、蓮打、三ツ堀(字笠久保、字谷中耕地、字中屋敷、字仲内、字箕ノ輪、字鞍ノ橋台、字鞍ノ橋、字石塔、字西、字榎戸、字小橋、字灰毛、字稻荷前、字六畠及び字小橋台を除く。)、瀬戸(字蓮沼、字谷中、字押出し、字塔ヶ久保台、字立山、字勢至、字欠作、字多良ノ木、字土塔及び字向原を除く。)、木野崎(字下鹿野、字鹿野、字上鹿野及び字鹿野山を除く。)  東宝珠花(字川通及び字相耕地を除く。)、親野井、柏寺、木間ヶ瀬、木間ヶ瀬新田、桐ヶ作、古布内、関宿内町、関宿江戸町、関宿江戸町飛地、関宿三軒家、関宿台町、関宿元町、関宿元町飛地、関宿町、中戸、中戸谷津、次木、西高野、新田戸、はやま、東高野、泉1丁目から泉3丁目まで、平成及びなみき1丁目からなみき4丁目

市町名	指定地域	指定地域外
習志野市	全域	
柏市	豊四季（字富士見台、字神山、字向神山、字三角、字向屋敷、字鞍掛、字鞍林、字笛原、字新宿及び字道轄坂に限る。）、船戸（字小船及び字猪之山に限る。）、船戸山高野（字大山、字高砂、字金沢、字根郷及び字宮本に限る。）、大青田（字小渡、字溜台及び字東山を除く。）、青田新田飛地（字元喜及び字向唐割に限る。）、新十余二、柏インター東、みどり台2丁目、みどり台4丁目、酒井根（字下り松及び字大清水に限る。）、中新宿1丁目から中新宿3丁目まで、西山1丁目、西山2丁目及び東山2丁目	左記を除く区域
市原市	全域	
流山市	右記を除く区域	江戸川台東1丁目から江戸川台東3丁目まで、駒木、駒木台、青田、十太夫、美田、東初石1丁目から東初石4丁目まで、西初石5丁目、おおたかの森北1丁目からおおたかの森北3丁目まで、おおたかの森西1丁目、おおたかの森西3丁目、おおたかの森西4丁目、おおたかの森東1丁目からおおたかの森東4丁目まで及びおおたかの森南1丁目
八千代市	大和田（字上宿を除く。）、萱田町字南側、高津、大和田新田字飯盛台、村上字五百堂、下市場1丁目、勝田台、勝田、勝田台南、八千代台東、八千代台南、八千代台西、八千代台北及び高津東	左記を除く区域
鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷9丁目、南鎌ヶ谷1丁目から南鎌ヶ谷4丁目まで、大字道野辺、東道野辺1丁目から東道野辺7丁目まで、西道野辺、馬込沢、中沢新町、中沢（字中ノ峠を除く。）、東中沢1丁目から東中沢4丁目まで、北中沢2丁目、北中沢3丁目、富岡3丁目、くぬぎ山1丁目からくぬぎ山4丁目まで、道野辺中央1丁目及び道野辺中央3丁目から道野辺中央5丁目	左記を除く区域
君津市	全域	
富津市	全域	
浦安市	全域	
四街道市	下志津新田、四街道3丁目、さつきヶ丘、大日（字中志津、字富士見ヶ丘、字桜ヶ丘及び字大作岡に限る。）及び鹿放ヶ丘	左記を除く区域
袖ヶ浦市	全域	
南房総市	富浦町居倉、富浦町大津、富浦町多田良、富浦町手取、富浦町豊岡、富浦町南無谷、富浦町丹生、富浦町原岡、富浦町深名、富浦町福澤、富浦町宮本、富浦町青木、荒川、市部、犬掛、井野、川上、久枝、検査谷、合戸、小浦、高崎、高崎竹内、竹内、二部、平塚、平久里下、平久里中、宮谷、山田、吉沢、明石、池之内、海老敷、大学口、上滝田、上堀、川田、下滝田、下堀、千代、府中、増間、三坂、御庄、本織、山下、山名、谷向及び中	左記を除く区域
夷隅郡 大多喜町	栗又、小沢又、面白、大田代、筒森、小田代、葛藤及び会所	左記を除く区域
安房郡	全域	